

系統連系協議手続き GEN標準化案

分野	標準化項目
0.前提	(系統連系に関する説明責任) 電力会社は、風力発電事業者からの系統連系の要請を原則として受け入れることが望ましい。ただし、受け入れが困難な場合には、事業者に対して、代案を提示するなど十分に説明することが望ましい。
1.協議	(協議のあり方) 電力会社と風力発電事業者間との連系協議は、対等な立場で、合理的で双方に便益をもたらすような合意を目指す柔軟な姿勢を維持することが望ましい。なお抽選方式・入札方式には問題があるので、以下のような協議方式が望ましい。 (随時受け付け) 電力会社、風力発電事業者ともに検討期間を確保し合理的な開発を可能にするため、系統連系に関する検討や協議の申し入れは、随時受け付けることが望ましい。 (検討期間・費用の標準化) 電力会社は、随時受付・随時協議に対応可能なよう、標準メニューとして、基本的な検討期間および費用等を提示することが望ましい。 (随時契約) 系統に関する随時受付に基づいて、契約に関しても随時契約とすることが望ましい。
2.適合性の検証	(情報開示と双方向での検証確認) 系統連系ガイドラインに基づいて必要となる電力負担金工事については、内容および見積もりに関して、双方向で検証が可能なレベルでの情報開示が行われることが望ましい。
3.費用の負担	(工事負担金等) 系統連系ガイドラインに基づいて行われる電力負担金工事については、社会的・経済的により合理的な金額となるよう双方で協議すること、補助金の活用を考慮した弾力的な運用（単年度ごとの積算など）とすること、が望ましい。 (検討費用の負担) 連系規模に応じて費用を風力発電事業者側も負担し専門委員を確保し、随時の協議にも対応可能にすることが望ましい。
4.情報の開示	(系統情報の開示) 開発および予備検討で必要とされる範囲での系統情報について、電力会社は、風力発電事業者の要請等に基づいて、設備・潮流・運用状況等開発が合理的に可能になるよう中長期を含めた情報を可能な限り開示することが望ましい。 (交渉経緯の記録および開示) 系統連系に関する交渉経過は、双方の確認のもとに第3者機関等に記録・保管し、必要に応じて、第3者機関等が開示できることが望ましい。
5. 第三者機関	(「中立機関」の活用) 系統連系に関する第3者機関として、中立機関の活用を検討する。